

第一工場における放射性物質濃度測定結果

資料採取日：令和8年(2026年)2月3日

(単位：Bq/kg)

対象施設	検体	セシウム		
		134	137	合計
第一工場ごみ処理施設	飛灰(ばいじん・キレート処理後)	不検出 ( $<16$ )	46	46
	主灰(焼却灰・キレート処理無)	不検出 ( $<9.5$ )	不検出 ( $<9.9$ )	—
	焼却残渣(金属類・キレート処理無)	不検出 ( $<11$ )	不検出 ( $<11$ )	—
	放流水	不検出 ( $<16$ )	不検出 ( $<17$ )	—

資料採取日：令和8年(2026年)3月12日

(単位：Bq/kg)

対象施設	検体	セシウム		
		134	137	合計
第一工場ごみ処理施設	飛灰(ばいじん・キレート処理後)	不検出 ( $<20$ )	50	50
	主灰(焼却灰・キレート処理後)	不検出 ( $<14$ )	不検出 ( $<14$ )	—
	焼却残渣(金属類・キレート処理後)	不検出 ( $<11$ )	不検出 ( $<8.5$ )	—
	放流水	不検出 ( $<16$ )	不検出 ( $<17$ )	—

資料採取日：令和8年(2026年)4月16日

(単位：Bq/kg)

対象施設	検体	セシウム		
		134	137	合計
第一工場ごみ処理施設	飛灰(ばいじん・キレート処理後)	不検出 ( $<17$ )	78	78
	主灰(焼却灰・キレート処理後)	不検出 ( $<16$ )	16	16
	焼却残渣(金属類・キレート処理後)	不検出 ( $<11$ )	14	14
	放流水	不検出 ( $<14$ )	不検出 ( $<14$ )	—

※「不検出」とは検出下限値未満であり、( )の数値が下限値を示す

【測定方法】 『放射能濃度等測定方法ガイドライン』(環境省)

【使用検出器】 ゲルマニウム半導体検出器

【検体の説明】

飛灰(ヒバイ): ろ過集じん機などで捕集した排ガスに含まれるダスト(ばいじん)であり、埋立処理される

主灰(シュバイ): 焼却したごみの燃えがらで、焼却炉から排出される灰であり、埋立処理される

焼却残渣: 焼却したごみに含まれる未焼却分(主に金属類)であり、埋立処理される

キレート処理後: 焼却炉から排出される灰を薬品処理し、灰中の重金属を固定することで溶出を防止する

溶融スラグ: 主灰を高温で溶融してできるガラス質の粒状物質

放流水: 工場内で使用された水は排水処理工程で処理され、放流される

【測定の予定:ごみ処理施設】

『東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法』が平成24年(2012年)1月1日に施行され、焼却飛灰の放射能濃度を調査することが定められました。

しかし、これまでに測定した数値が国の基準を大きく下回っていることから、関東地方環境事務所(環境省所管)から調査義務が免除されていますが、自主的に測定を行っています。

今後も随時測定します。